

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年3月まで

私が大学生であった申立期間当時に、母親が地区担当の国民年金委員に勧められて、私の国民年金の加入手続を行うとともに、当該年度の保険料を一括して納めた。

母親が国民年金の加入手続を行った時期は、平成7年11月ごろで、同年12月か8年1月ごろに、自宅を訪問した地区の集金人（国民年金委員）に約13万円をさかのぼって現金で納めたと聞いている。

母親が私達兄弟の国民年金保険料を納めてくれていたのに、私の申立期間の保険料だけが未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、11か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて前納（平成8年4月から10年3月まで）している。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の母親は、国民年金の一部の任意加入期間を除き、国民年金の加入手続を適切に行い、国民年金加入期間の保険料を納付しているほか、申立人の兄弟の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の母親は、自宅を訪問した地区の集金人に申立期間の国民年金保険料を納めたと主張しているところ、申立期間当時、申立人の住居地には国民年金委員が配置され、国民年金保険料を収納していたことが

市町村への照会結果によって確認できる。

加えて、申立人の母親が国民年金委員に一括して納めたと申し立てている保険料額は、申立期間当時、一括して納めるのに必要な保険料額とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から6年3月まで

母親が私の平成6年度分の保険料を一括納付した際、市役所の担当職員から申立期間（免除期間）の保険料について説明を受けた。

私は、平成7年4月からA職に採用されることになっていたことから、当時、免除期間の保険料をきちんと納付しておきたいと考え、母親に社会保険事務所に電話で確認してもらい、納付に必要な金額（40万円と記憶）を概算してもらった。その際、保険料が高額だったので、貯金して来年に一括で納付しようと考え、毎月5万円ぐらいずつ積み立てたお金を母親に預けた。

平成8年に社会保険事務所窓口において母親が申立期間の追納保険料を納付してくれた。母親が窓口の男性職員に「領収書はもらえないのか。」と尋ねたところ、当該職員は「手帳のこの部分に記載してあります。」と、年金手帳の「国民年金の記録（1）」のページを母親に見せるだけであった。

帰宅後、母から話を聞いて、私は「どうして領収書をもらわなかったのか。」と母親を叱ったが、当時は、国のすることに間違いはないだろうと思っていた。

ところが、平成20年に送付されたねんきん特別便を見たところ、追納保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の年金記録が免除期間とされたままになっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、免除期間である申立期間を含め国民年金保険料の未納は無く、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の母親は、申立人及びその弟の平成6年度分の国民年金保険料を平成7年3月8日に一括納付しているところ、当該納付日及び納付場所は、母親が市役所の担当職員から申立期間（免除期間）の保険料について説明を受けたとの申立てに合致する。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を追納したとする平成8年時点において、申立期間の保険料は追納期限前であることから、追納することが可能であったほか、母親が記憶する申立期間の保険料の納付金額は、実際に申立期間の保険料を追納するのに必要となる金額におおむね一致する。

加えて、申立人の母親は、「社会保険事務所の入口からみて右側の窓口において申立期間の保険料を追納した。窓口の職員に、手続きが終わるまで少し待つように言われたため、そばの長椅子に座って待っていた。」旨供述しており、母親の保険料追納に関する記憶が具体的であり信憑性は高いものと考えられる。

このほか、社会保険事務局は、社会保険事務所窓口において、被保険者から直接追納の申込みを受け、その場で現金領収証書による領収を行った場合、オンライン記録に追納申込の記録が残らない方法で追納保険料を領収していた可能性が有る旨回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで

60 歳になる平成 11 年ごろに社会保険事務所で記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

A 株式会社を退職する少し前に、会社の事務担当者から「脱退手当金を請求するかしらないか。」と聞かれた時、「今は請求しない。」と答えたことをはっきりと覚えているので、脱退手当金を請求した事実が無く、受け取った覚えも無いので、記録の訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当時の昭和 35 年 10 月に国民年金に加入し（当時、厚生年金保険との重複期間有）、60 歳に到達するまで 3 か月の未納期間を除き、第 3 号被保険者期間を含めすべて国民年金保険料を納付している上、脱退手当金が支給決定されたこととなっている 37 年 4 月 11 日には、既に国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立人が退職時に脱退手当金の説明を受けたとする事業所の担当者は「私は、社会保険事務の責任者で、女子職員に対して、脱退手当金について説明し、請求の有無を確認していたと記憶している。」と供述しているほか、申立人が記憶していた元同僚は「退職時に担当者から脱退手当金の説明を受けた。次に就職する時、厚生年金保険が継続できるから、脱退手当金は請求しないほうが良いと言われて、手続きしなかったことを覚えている。」旨供述しており、申立人が脱退手当金を請求していないとする

申立内容については、当時、当該事業所の担当者が退職する職員に対して行っていた説明と一致するものであり、基本的に信用できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月1日から62年7月1日まで

私は、昭和61年9月1日から平成元年4月6日までA（医療機関）で勤務していた。私の給与額については、基本給が10万円、諸手当が5万円である合計15万円であると採用時に説明があったし、私が保管する給料支払明細書では、私の記憶どおり給料支給額が15万円と記載されている。

今回、ねんきん定期便を見たところ、昭和61年9月から62年6月までの標準報酬月額が11万8,000円となっており、標準報酬月額が低い記録になっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したAにおける昭和61年10月から62年6月までの給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としてお

り、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月ごろから33年1月1日

私は、ねんきん特別便の年金記録を見て、A株式会社（現在は、B株式会社）に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和33年1月1日であることが分かった。

私は、昭和32年2月にA株式会社の面接を受け、その日に当該事業所に入社し、C課で業務に従事した。資格取得日が入社11か月後の昭和33年1月1日となっていることに納得いかないので、32年2月に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたものと推認することができる。

しかし、複数の同僚は、「申立期間当時、入社1年ほどは日々雇用で正社員ではなく、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述している。

また、申立期間当時の給与担当者は既に死亡しており、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について確認できないほか、A株式会社の現在の事業主は、「申立期間当時の関係書類が保存されておらず、申立てどおりの届出や保険料の控除を行ったかは不明である。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が管理するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の従業員に照会した結果、回答があった7名について入社日（又は、新規適用事業所となった日）から厚生年金保険被保険者の資格取得日までの期間をみると、6名が11か月以上経過

していることから、申立期間当時、事業主は、採用した従業員について一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立期間について社会保険事務所が管理するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も見当たらない。また、前述の被保険者名簿における各被保険者の備考欄には、昭和32年に社会保険事務所が厚生年金保険被保険者に係る調査を実施した旨のスタンプが押されているが、申立人の当該備考欄にはスタンプが押されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 8 日から 46 年 3 月 1 日まで  
平成 17 年 2 月ごろ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A株式会社及び同社B支店に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

私は、C株式会社に勤務していた期間に係る脱退手当金について同社を退職しA株式会社に入社する前に受け取ったことを覚えているが、申立期間の脱退手当金を受け取った覚えは無い。また、脱退手当金が支給されたとする昭和 46 年 4 月 23 日ころは、結婚直後で忙しく脱退手当金を請求する時間の余裕は無かった。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C株式会社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受領した覚えはあるものの、申立期間に係る脱退手当金を請求したことも受領した事実も無いと主張しているが、D社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書（写し）には、申立人がC株式会社の被保険者期間に加えて申立期間について希望する金融機関を指定して脱退手当金裁定請求手続を行っていることが確認できることから、申立人の意思に基づき申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せて脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給対象とした脱退手当金の

支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和46年4月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から31年4月1日まで  
ねんきん特別便をみて、A株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いことに気付いた。

社会保険事務所で記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた申立期間について脱退手当金が支給されている旨の説明を受け、当該手当金の支給を初めて知った。

私は、当時、脱退手当金の制度を知らなかったため、脱退手当金を請求した事実無く受け取った覚えも無いので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年5月11日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和31年5月11日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかった。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、当分再就職する意思が無かった旨供述しているほか、44年7月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。